

航空防除にご協力を!

～病害虫発生予測調査結果にもとづき、必要最低限の実施～

【日程】

〈1回目〉7月21日(月) 〈2回目〉8月4日(月)

- ※地上防除は、航空防除予定日の前後3日程度に実施します。
- ※当日の天候により、日程を変更する場合がありますので、ご了承ください。

★地域農業に重要な役割を果たしています。

大面積を効率よく一斉防除することによってその効果を高め、低コストで省力的な防除が実現できます。また、農業従事者が減少しているなかで、良質米を安定生産するためにも、航空防除は地域農業に欠かせない作業といえます。

★病害虫発生予測調査に基づき、必要最低限の防除に努めます。

病害虫防除所や村農作物病害虫防除協議会が、病害虫の発生を調査した結果を基に予測し、実態に即した適切な防除に努めています。

★農業は基準に則したものを使用しています。

農業は「農業取締法」に基づき、登録の際に毒性、発ガン性、土などへの残留及び魚等への影響等、あらゆる角度から厳重に審査されたうえで製造・販売されています。したがって農業ごとの「使用安全基準」を守り、適切に使用すれば人の健康や生活環境を害することはありません。航空防除では、法的に審査され登録された農業を使用し、安全性に十分留意して実施しています。



▲繊細な動きで地上防除に威力を発揮!!
ラジコンヘリコプター

散布当日のお願い

- 自動車は車庫に入れるか、カバーをかけてください。(万が一自動車に飛散した場合、状況により補償対象外となりますのでご了承ください)
- 洗濯物は外に干さないでください。
- 散布中はなるべく外出を控えるようにしてください。

※ 詳細につきましては、「航空防除の安全対策にご協力を」のチラシをご覧ください。

岩室村農作物病害虫防除協議会

■岩室村産業観光課 農林水産係 ☎ 82-5720
■新潟中央農業共済組合 西蒲原センター ☎ 72-6333

平成15年度納付期限

第1期	4月30日
第2期	6月2日
第3期	6月30日
第1期～第3期計	仮算定税額期間
第4期	7月31日
第5期	9月1日
第6期	9月30日
第7期	10月31日
第8期	12月1日
第9期	12月25日
第10期	2月2日
第11期	3月1日
第12期	3月31日

保険税の納付方法

保険税の納付は年12回で、年税額から1期～3期までの仮算定税額を差し引いた残り

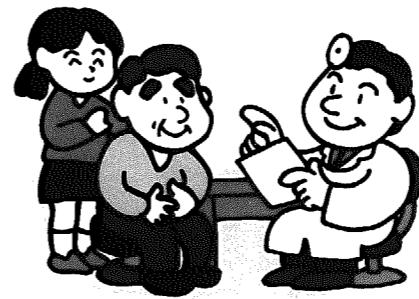
※この場合「保険証」の代わりに「被保険者資格証明書」が渡されます。支払った医

国民健康保険は、加入者の方が病気やけがをしたときに安心して医療を受けるための相互扶助の制度で、保険料は病気などにかかった経費の一部を加入者の方の所得や加入者数に応じて負担していただくものです。また保険料は医療分と介護納付金分(以下、介護分)を合わせて納付していただきます。

1 保険証を返していただきます。それにより医療費が一日全額自己負担となります。
2 「この場合」保険証の代わりに「被保険者資格証明書」が渡されます。支払った医

滞納すると資格証明書に

災害その他の政令で認められている事情がなく、いつまでも保険税を納めずについて納税相談などにも応じない場合、やむを得ず次のような措置をとることもあります。
1 保険証を返していただきます。それにより医療費が一日全額自己負担となります。
2 「この場合」保険証の代わりに「被保険者資格証明書」が渡されます。支払った医



【お問い合わせ】岩室村税務課 ☎ 82-5716

平成15年度 国民健康保険税の税率が確定しました

表1 平成15年度 国民健康保険税の税率及び計算方法

応能割	① 所得割	(前年の総所得金額-※控除額) × 税率	医療分	介護分
			6.5%	0.90%
応益割	② 資産割	固定資産税額(土地と家屋にかかる部分) × 税率	25.3%	-
	③ 均等割	加入者1人当たり	22,000円	8,700円
	④ 平等割	1世帯当たり	25,000円	-
①+②+③+④=1年間の保険税額			最高限度額	
			530,000円	80,000円

※ 所得割の控除額…基礎控除額33万円。

注: 税額の計算に用いる総所得金額や固定資産税額は、国民健康保険の加入者分のみです。

表2 応益割(均等割と平等割)の軽減制度

世帯あたりの前年の総所得金額が	
● 33万円以下の場合	7割軽減
● 33万円+24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)以下の場合	5割軽減
● 33万円+35万円×被保険者数以下の場合	2割軽減